



事業主がおこなう 熱中症対策3つの義務!

義務①

早期発見のための 報告体制の整備

熱中症の自覚症状がある作業員、および、熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が、その旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定めましょう。

義務②

重篤化を防止するための措置の 実施手順の作成

熱中症の症状の悪化を防ぐために必要な措置に関する実施手順をあらかじめ作成しておきましょう。(→右の図を参考)

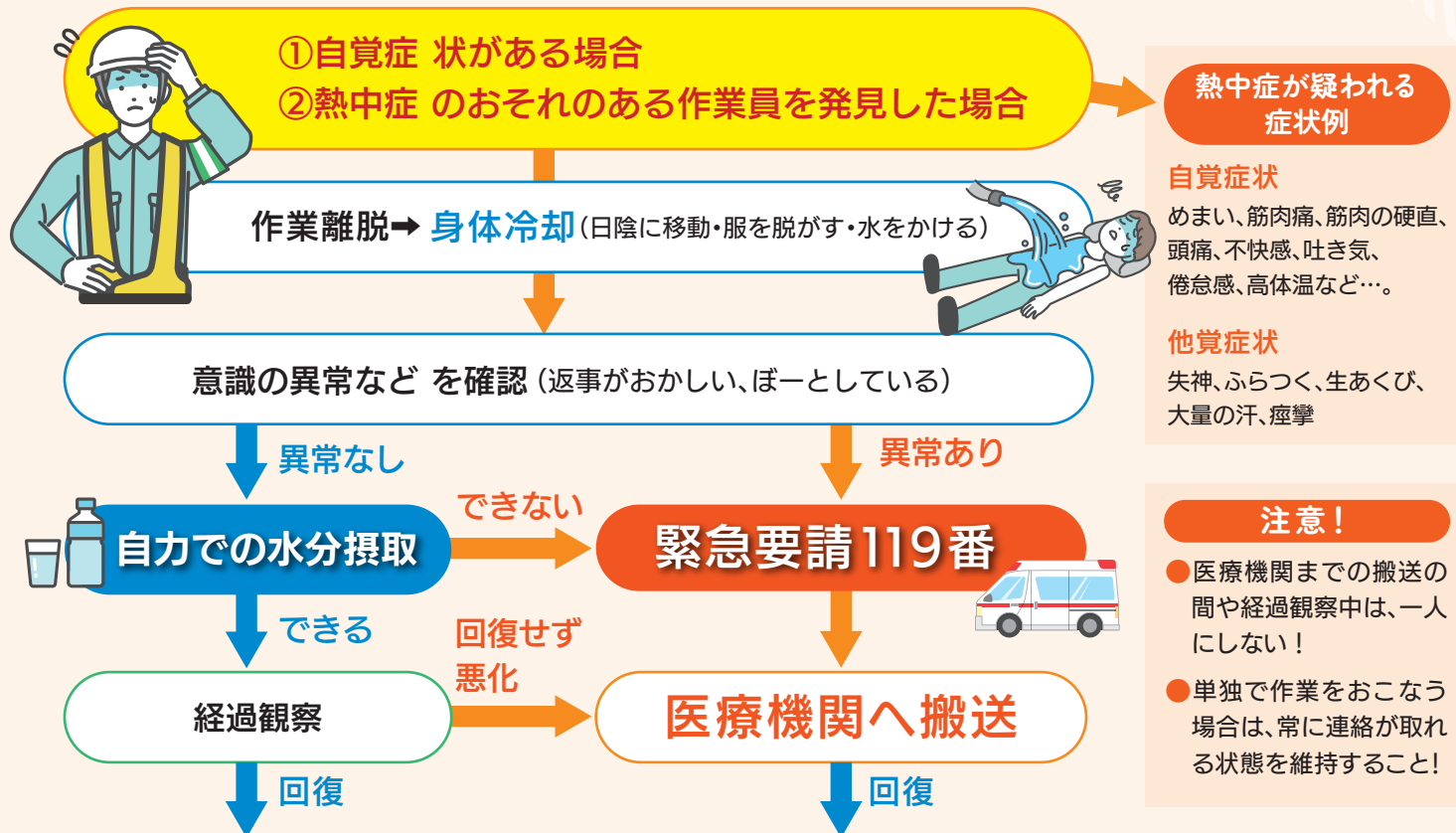
義務③

(①と②について)関係作業員への 周知

熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を、事業場ごとにあらかじめ周知しておきましょう。

(例)朝礼、ミーティングでの周知、
会議室、休憩所など、分かりやすい場所への掲示

建築現場で熱中症のおそれがある作業員に対する措置



体調が悪い時は
すぐ相談しよう!

安全担当者等 の名前と
緊急連絡先

名 前	連絡先

緊急事態

自力で水が飲めない、意識 がない
場合はためらわず、救急車 を呼び
ましょう!



救急安心電話相談窓口 (365日24時間対応)

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合
は、専門機関や医療機関に相談し、専門
家の指示を仰ぐことも考えられます。

